

## 堆肥等利用促進事業について

令和4年11月2日

詳しくは[コチラ](#) (JA 東京中央会のページが開きます。)

### 緊急対策 土壌診断を受けた農家の方々、 堆肥の購入費補助を実施します！

ウクライナ情勢に伴う原料供給の減少により、化学肥料の価格が更に上昇することが懸念されています。また、国や東京都では、化学肥料使用量の削減による環境への負荷軽減を推奨しております。

この度、土壌診断の結果、必要となる化学肥料の施肥量の一部を堆肥等で代替することを推進するため、堆肥の購入に必要な経費の一部を補助いたします！！

- ・対象者：都内に住所を有し、生産した農産物を販売し、かつ令和4年度中に土壌診断を実施する農業者
- ・申込方法：申込書を各地区経済センターへご提出ください。
- ・対象物：堆肥、動物の排せつ物または有機質肥料
- ・補助率：**3分の2(上限:20万円)※消費税別**

#### <申し込み・お支払いまでの流れ>

##### ①堆肥購入

令和4年10月7日～令和5年1月31日までのご購入分  
※令和5年1月31日までに支払いが済んでいる商品が対象となります。  
東京みどりでご注文いただける場合、発注が必要となる商品もございますので、誠に勝手ながら、令和5年1月10日(火)までにご注文いただくと幸いです。ご注文などで質問がございましたら、各地区経済センター担当職員へお尋ねください

##### ②申し込み

申込書に必要事項の記入・必要書類をご用意のうえ、令和5年1月31日(火)までに各地区経済センターにご提出ください。

##### ③支払い

JA東京中央会より、令和5年3月上旬を目途にお支払いいたします。

## <補助対象物の考え方>

令和4年10月7日～令和5年1月31日まで  
にご購入いただいたものが対象です。

| 事業種目                  | 具体的な補助対象等   | 仕様等   |
|-----------------------|-------------|---|
| 堆肥等の<br>化学肥料の<br>代替資材 | (ア) 堆肥      | ・農林水産大臣が指定した46種類の特殊肥料の中の堆肥に分類されるもの。               |
|                       | (イ) 動物の排せつ物 | ・農林水産大臣が指定した46種類の特殊肥料の中の動物の排せつ物に分類されるもの。          |
|                       | (ウ) 有機質肥料   | ・「生産業者保証票」又は「輸入業者保証票」を添付してある普通肥料の中の有機質肥料に分類されるもの。 |

申請要領や書類様式は、JA東京中央会HP上にて公表いたします。

JA東京中央会HP <https://www.tokyo-ja.or.jp/> 新着情報をご確認ください。



## <必要書類>

- ①補助金交付申請書
  - ②誓約書
  - ③堆肥（対象物）の領収書の写しやレシートの写し
  - ④振込先がわかるものの写し（キャッシュカードや通帳などのコピー）
- ※別途、必要書類をご提出いただくことがございます。

## <申込期日・申込先>

締切日：令和5年1月31日（火）まで  
申込先：各地区経済センターまで必要書類をご提出ください。  
ご質問がございましたら、各地区経済センター担当職員まで  
ご連絡ください。また、中央会（下記連絡先）でも対応して  
おります。

## <問い合わせ先>

JA東京中央会 都市農業支援部 東京農業推進室

TEL：042(528)1375（直通） 9:00～17:00

E-mail: [cu\\_nousin@tokyo-ja.or.jp](mailto:cu_nousin@tokyo-ja.or.jp)

※お問い合わせの場合、電話もしくはメールにてご連絡ください。